

令和三年六月二十二日受領
答弁第一八六号

内閣衆質二〇四第一八六号

令和三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員中谷一馬君提出犯罪加害者家族に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出犯罪加害者家族に関する質問に対する答弁書

一、三及び七について

御指摘の「日本社会において子どもたちを含めた犯罪加害者家族に関する問題が生じていること」、
「実態を把握するために調査研究」及び「犯罪加害者家族、特に家族が犯罪を起こした子どもたちに対する支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、犯罪をした者及び非行のある少年（以下「犯罪をした者等」という。）の家族への対応については、再犯防止を始めとする様々な施策の検討に際して、必要に応じて議論するものと認識している。

二について

お尋ねの「犯罪加害者家族に関する実態調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、把握できる限りにおいて、犯罪をした者等の家族に特化した調査は行っていない。

四について

御指摘の「シンプルに犯罪をなくす」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「犯罪被害者をなくす」ためには、犯罪防止のための各種取組を推進するとともに、犯罪を早期かつ的確に検挙

していくことが重要であると考えている。

五について

お尋ねの「諸外国における犯罪加害者家族の支援政策に関する調査や研究」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、把握できる限りにおいて、諸外国における犯罪をした者等の家族への支援施策を対象とした調査や研究は行っていない。

六について

御指摘の「犯罪加害者家族の支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、犯罪をした者等の家族に対して、犯罪をした者等の出所に向けた相談支援等を実施することは、当該犯罪をした者等とその家族との関係性によっては、当該犯罪をした者等の再犯防止や改善更生に資する場合があるものと考えている。